

◎新潟県告示第308号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和49年新潟県告示第390号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>			<p>公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>		
<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p>			<p>別表 荒川水域、鯖石川水域及び鵜川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p>		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
荒川中流（県境から旭橋まで）	AA	ア	荒川中流（県境から旭橋まで）	AA	ア
荒川下流（旭橋より下流）	AA	ア	荒川下流（旭橋より下流）	AA	ア
鯖石川上流（小坂橋より上流）	A	イ	鯖石川上流（小坂橋より上流）	A	イ
鯖石川中流（小坂橋から豊田橋まで）	<u>A</u>	ア	鯖石川中流（小坂橋から豊田橋まで）	<u>B</u>	ア
鯖石川下流（豊田橋より下流）	<u>A</u>	ア	鯖石川下流（豊田橋より下流）	<u>C</u>	ア
鵜川上流（御幸橋より上流）	A	ア	鵜川上流（御幸橋より上流）	A	ア
鵜川下流（御幸橋より下流）	<u>A</u>	ア	鵜川下流（御幸橋より下流）	<u>B</u>	イ
<p>（注）</p> <p>1 該当類型の欄中「<u>AA</u>」及び「<u>A</u>」は、環境庁告示別表2の1の(1)の<u>ア</u>の類型を示す。</p> <p>2 達成期間の欄中「<u>ア</u>」は、「<u>直ちに達成</u>」を示す。</p>			<p>（注）</p> <p>1 該当類型の欄中<u>AA</u>、<u>A</u>、<u>B</u>及び<u>C</u>は、環境庁告示別表2の1の(1)の<u>河川（湖沼を除く。）ア</u>の<u>表</u>の類型を示す。</p> <p>2 達成期間の欄中「<u>ア</u>」とは直ちに達成を、「<u>イ</u>」とは<u>5年以内で可及的すみやかに達成を</u>、「<u>ウ</u>」とは<u>5年をこえる期間で可及的すみやかに達成を示す</u>。</p>		